建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項認定　手続フロー

建築主（又は設計者）	各広域本部

事前協議

建築計画

提出書類　〈1 部〉

●事前協議書（認定申請書[規則第 48 号様式]）
→事前協議段階で記入できる箇所を記入して提出してください。
①付近見取図
②配置図
③平面図
④求積図
⑤立面図 2 面
⑥断面図 2 面
⑦現地写真
⑧登記事項証明書（又は要約書）、字図

計画着手前の事前相談の場合は、省略できます。

内容審査
（必要に応じて本庁協議）

結果回答

認定申請（本申請）

認定申請

提出書類<正・副>

●認定申請書[規則第 48 号様式]
①付近見取図
②配置図
③平面図
④求積図
⑤立面図 2 面
⑥断面図 2 面
⑦現地写真
⑧登記事項証明書（又は要約書）、字図
⑨通行承諾書又は通行同意書（必要な場合のみ）
⑩地震に係る劣化部分の健全化等の計画書
（必要な場合のみ）

内容審査

認定

認定通知書と
副本の交付